

**創業資金融資あっせん申請に必要な添付書類
(平成29年度)**

秋田市商工貿易振興課

1 秋田市創業資金事業計画書（市指定様式）

- (1) 事業内容、代表者の略歴等を記載の上、商工団体（秋田商工会議所、河辺雄和商工会）に持参し、今後の事業経営について指導・アドバイスを受けて、「2. 商工団体記入欄」に記載・押印してもらってください。
- (2) 創業資金の申込限度額は、申請日後において実際に支払い等が必要な設備資金および運転資金の額（以下「申請日後必要資金」という。）の80%以内であること。
- (3) 「6. 必要資金内訳 補足説明」欄に、①申請日後必要資金、②申込金額（①の80%以内）、③申請日時点の自己資金額（①の20%以上）を必ず記載してください。
- (4) 秋田市中心小企業融資あっせん申請書中の「申込金額」欄には上記(3)の②の額を、「資金使途」欄には(3)の①の内訳および金額を記載してください。
- (5) 自己資金額について、(3)の③に記載した金額以上の預貯金残高があることを確認するため、預金通帳等の写しと申請書提出日における金融機関が発行する残高証明書等を添付してください。

2 住民票又は会社等の登記簿謄本

- (1) 申請者が個人の場合
申請日から3ヶ月以内に発行された住民票の写し
- (2) 申請者が会社等の法人の場合
申請日から3ヶ月以内に発行された法人の登記簿謄本（登記事項証明書）

3 申請者（申請者が法人の場合はその法人の代表者）が事業開始前に事業主でなかったことが証明できる書類

※初めて事業を始める方が対象です。以前事業主であった方、サイドビジネスや兼業等として事業を始める方、他の会社の役員を兼務している方はご利用できません。）

事業開始前の状態	添 付 書 類 の 例
給与所得者	下記の①、②の書類
	① 退職時の源泉徴収票の写し又は雇用保険被保険者離職票等 ② のいずれかの書類 【H28. 12. 31以前に退職した方】 平成29年度市民税・県民税（所得・課税）証明書 平成28年度市民税・県民税（所得・課税）証明書 【H29. 1. 1以後に退職した方】 平成29年度市民税・県民税（所得・課税）証明書
専業主婦	下記のいずれかの書類
	・健康保険被保険者証（被扶養者であることが表示されているもの）の写し ・配偶者の源泉徴収票又は確定申告書の写し
失業者	下記の①、②、③の書類
	① 平成29年度市民税・県民税（所得・課税）証明書 ②退職した年度の市民税・県民税（所得・課税）証明書

	③次のいずれかの書類 ・雇用保険被保険者離職票（申請日前1年以内の退職が確認できるもの）の写し ・雇用保険受給資格者証（申請日において有効なもの）の写し ・退職時の源泉徴収票の写し
会社の代表権のない役員（役員を辞めた者）	下記の①、②の書類 ①平成29年度市民税・県民税（所得・課税）証明書 ②退職した会社の登記簿謄本（登記事項証明書。代表権がないこと、申請者が役員から削除されていることが表示されているもの）で申請日前1ヶ月以内に発行されたもの
年金生活者	下記の①、②、③の書類 ①平成29年度市民税・県民税（所得・課税）証明書 ②退職した年度の市民税・県民税（所得・課税）証明書 ③年金証書の写し
学生	次のいずれかの書類 ・健康保険被保険者証（被扶養者であることが表示されたもの）の写し ・卒業証明書

4 事業を行っていること又は事業に着手していることが証明できる書類

(1) 所得税申告後の場合 所得税申告書（決算書）の写し

(2) 所得税申告前の場合

①税務署への開業届（法人設立届）の写し

②次のいずれかの書類の写し

事業所(店舗)を { 有する場合 : 賃貸借契約書、不動産売買契約書等
 新築する場合 : 工事請負契約書、設計書等
 有しない場合 : 営業活動の証明(仕入販売の契約書・領収書等)

5 許認可等が必要な事業は、申請者本人の許可証、認可証、登録証等の写し（許認可等を申請中の場合は、申請書の写し）

開業医については、開設届けの写しが必要。（市保健所、県中央家畜保健衛生所など）

6 申請者の直近2年分（H29、H28）の市税（市民税、固定資産税および事業所税をいう。申請者が法人である場合にその法人に対して課されているものを含む。）の納税証明書

※注意※

このペーパーに記載する添付書類は、標準的な申請者の例を記載しています。概ねこれらの添付書類で足りませんが、申請者によっては職歴、住所歴その他の個別の状況により、記載する書類以外のものの提出が審査の過程で必要となる場合があります。